

会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市地球温暖化対策推進会議		
事務局 (担当課)		ゼロカーボン推進課 電話042-769-8240 (直通)		
開催日時		令和6年10月8日(火) 午後2時～3時30分		
開催場所		消防指令センター4階講堂		
出席者	委員	13人(別紙のとおり)		
	その他			
	事務局	10人(ゼロカーボン・資源循環推進担当部長、ゼロカーボン推進課長、他8人)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
<u>議 題</u>		1 開会 2 議題 (1) 太陽光発電設備設置標準化制度について (2) その他 3 閉会		

議 事 の 要 旨

主な内容は次のとおり。

1 開会

定足数を確認の上、開会した。

2 議題

(1) 太陽光発電設備設置標準化制度について

資料1及び2について、事務局より説明した。

また、資料2について、

- ・義務量の計算上は、住宅供給事業者の取り扱う全棟が対象となること
 - ・その全棟に対し、一律平均値である4kWを乗じると、主に建売の住宅供給事業者の達成が困難になるおそれがあること
 - ・3000㎡以上まで基準を下げると、年間建築件数が非常に少ない事業者が含まれること
- などを補足説明した。

(奥副会長)

シミュレーションの結果について、5000㎡以上で設定した理由及び2kWを基準量として設定した理由は理解した。提案通りで良いと考える。

(田中会長)

5000㎡以上とした場合、事業者が18社あり、18社が建築する全ての建物に義務が課される訳ではなく、その18社の事業者に義務量が課される。義務量の計算方法は1棟当たり2kW×85%×実績棟数となる。事業者ごとにこれだけの太陽光パネルの容量の確保をお願いするような形になる。その中で確保される量は割当量となる。100棟なら100棟全てに置かなくても達成できるものとなっている。一般的な住宅には4kW置けるので、半分くらいで達成できてしまう。そういう目安がある。割当量の場合に住宅メーカーは、施主との交渉の中で選択ができ、全棟に設置してなくても、おおむね5割から6割載せれば達成できる制度となっている。市としては5000㎡以上の事業者を対象とする線を引いて、その事業者に対して相当量の割当をしていくこととなる。

確認だが、計算式の基準となる棟数は前年度の棟数か。

(事務局)

前年度の建築確認申請を集計し、義務を課される事業者を判断する。前年度の実績で考える。

(田中会長)

前年度実績から対象事業者が決まる。事業者にとっても自分のところがおおよそ5000㎡以上建築をしたのか目安がつきやすくなる。

参考資料1の14ページを見ていただきたい。ここに計算式が載っている。この例で言うと、事業者が100棟の住宅を供給したとすると、100棟×2kW×85%となり、170kWを確保していただくという割当量となる。これに対して、4kWずつ載せていけば、43棟に載せると170kWを達成でき、義務量を確保できることになる。少し緩やかな義務の掛け方だが、こうすることで太陽光発電の設置が浸透、拡大していく制度となっている。

資料3について、事務局より全文読み上げるとともに要点について説明した。

(田中会長)

答申案は諮問より追加、変更となった箇所がある。これまでの審議の内容を踏まえ、強化すべきところ、追加や変更すべきところを答申案の中に盛り込んでいる。最後に、諮問された制度以外で、市民への普及啓発、情報提供に関することや今後の国や技術の動向を十分情報収集しながら、制度のブラッシュアップをしていくことについても言及している。

(須永委員)

答申案は良くできていると思う。答申案の中で良かった点は、説明者が事業者になったということで、これは大きな成果だと思う。それから事業者からの報告義務について書かれていたことも良かったと思う。

その中で思ったことが、蓄電池の説明制度に併せて、できれば、V2Hの説明も加えていただけると良い。V2Hがあれば、電気自動車の電気が家で使えるようになり、災害時にも便利である。近い将来、自動車が電気自動車に変わろうとしているので、蓄電池とともにV2Hの説明をしていただければと思う。答申案についても、どこかにV2Hの記述があった方がよいと思う。3(2)の蓄電池の説明の箇所に追加するか、最後の文章に入れてもいいと思う。

(前山委員)

答申案の表現で「求められる」とある箇所が多いが、最後だけ「期待される」と書かれている。どのような違いがあるのか。

(奥副会長)

3(1)の内容で建築事業者を説明者とするのはいいが、建売住宅のように建築主と建築事業者が同一の場合は、建築士からの説明も要しないということでもいいか。建築主と建築事業者が同じ場合はどうなるのか、今の答申案では十分に読み取ることができない。

(事務局)

V2Hに関する意見について回答させていただく。今回の制度では、太陽光パネルを設置し、蓄電池に溜めるという関係性であると認識している。ただし、V2HはEVがないと成り立たない。本日は、意見として受け止め、文案は相談させていただきたい。

奥副会長の意見について、建築主が建売事業者を想定した場合だと思うが、消費者まで説明がいかないという議論があったので、答申案は諮問内容から制度を変えている。購入者に対してきちんと建売事業者から説明をしていただくということを考えており、そこは制度の中で工夫をしていきたい。

(田中会長)

V2Hについては、答申のどこかで触れたいと考えている。

表現の違いについては、「求められる」は強い表現で、「期待される」はそれに比べれば少し緩やかな要望の表現であると考ええる。

建売住宅の場合でも販売者が購入者に対して説明することが大事であるので、そのように読めるように表現を工夫したい。

(須永委員)

住宅の蓄電池は現時点ではあまり大きくないので、十分な電気を確保するにはEVの蓄電池を併用するとよい。住宅用の蓄電池と併用すると、極端な話、系統から切り離して自立できるようになる。

(香川委員)

昨年度の答申では、田中会長から区域施策編はある程度進んでいるが、事務事業編が課題であるというまとめだったと記憶している。今回議論してきた内容は区域施策編の内容に合致すると思う。こちらの方が、優先度が高かったと読み取れるような内容にした方がいいのではないかと考える。事業者に対して義務を課すので、事業者の受け止めも含めてそのような配慮が必要ではないかと思う。

(前山委員)

答申案について、建築主、建築事業者、建築士など用語の区別がつきにくい箇所があるので文言の捕捉が必要と考える。

(事務局)

これまでの議論を踏まえ、どのような表現にしていくかは検討させていただきたい。文言については、注釈を入れるのか、わかりやすい表現にできるのか検討させていただきたい。

(田中会長)

前回の答申から今回の答申に至るところでの連続性について、指摘いただいたが、答申は諮問に応じて作成する。市においても事務事業編に力を入れていると思うが、今回の諮問では住宅設備を重点化したという背景がある。連続性もあると思うが、大きな枠組みは温暖化対策を強化していくということであり、社会的状況の中から

優先的な課題を選んでいるので、違和感はないように感じる。

(奥副会長)

説明義務者の見直しについて、元々の諮問では、建築士が建築主に説明をするということだったので、建売の住宅購入の場合、建築士と住宅購入者の接点がなかった。そこで、住宅メーカーである建築事業者の説明をしてもらうのがいいのではないかということになり、その制度の趣旨としては太陽光発電設備をいかに購入してもらうかということであると考え。答申案では購入者に対して住宅メーカーが説明をするので、建築士に義務が課されないように見える。建築物省エネ法では建築士に説明義務が課されているため、そこに加えて建築士に建築主に対する太陽光発電設備の説明をしてもらうという案だったと思う。それはそれでいいと思っていた。建築士と建築主が直接やり取りをする場面において建築士から太陽光発電設備の説明をしっかりとしていただく。それを残した上で、建売の場合、購入者が直接やり取りするのが住宅メーカーであるのでその場合においては建築事業者である住宅メーカーが購入者に説明を行う。ただし、建築事業者が説明しないのであれば、建築士から代わりに説明してもらう等、柔軟に対応しても良かったのではないかと議論をした記憶がある。これだと建築士の義務が全てなくなり、建築事業者だけが、建築主に対して説明をするようになってしまっている。

(事務局)

建築士と建築事業者の両者に義務は難しいと考える。説明をしたという書類を残していただきたいので、どちらか明確にする必要がある。また、契約前に建築士が説明をするか疑問である。川崎市も建築士に義務を課しているものの、契約前に説明していただくことを推奨しており、建築事業者が契約前に説明をした場合は建築士の説明を免除できる仕組みになっている。本市では事業者に義務を課して説明をしていただくが、その場面に専門家である建築士が同席することは推奨していきたい。契約前に説明していただくのであれば、建築士の説明でも建築事業者の説明でも良く、共存していると思っている。義務は建築事業者に課していきたいが、趣旨は一致していると思う。

(田中会長)

東京都はどちらに義務を課しているのか。

(事務局)

事業者に義務を課しているが、建築士でも説明は可能となっている。

(奥副会長)

今の説明だと、建築士に説明してもらっているのであれば、それは建築事業者がなされた、と見なされるということである。柔軟な対応ができるように考えられていることが、今の答申案では読めない。今の説明であれば、結果は同じだろうと思うが、文章にどこまで書くか悩ましい。

(田中会長)

答申案をこのように書いた方がわかりやすいという文案があれば、ご提案いただきたい。

今回の制度について、諮問では、建築士に義務を課すという制度だったが、答申案としては、説明義務に関しては、請負事業者若しくは建売事業者、住宅や建物を建築又は請け負う者に義務を課すという趣旨である。しかし、実務的には実際の説明者は、場合によっては、同席する建築士になるかもしれない。制度上で義務を負うのは、建築事業者とするというのが、諮問に対して答申案が異なっている部分である。建築士が代替できるという趣旨を入れた方がいいということであれば、検討してみたいし、提案いただきたい。

本日の意見を踏まえて、あまり大きな異論はなかったと感じている。今後の進め方として、事務局と会長に一任していただき、答申案を作成させていただくという手順を踏めると考えている。答申の形ができれば、各委員に送って確認いただくということも考えている。答申は、できるだけ市の方に早期に提出した方がよいと考えており、間を置かず答申を作成したい。今後の進め方はそれでよろしいか。

(一同、異議なし)

(田中会長)

今週の金曜日までに、答申案について何か意見があればいただきたい。

この他に今後の調整について、委員から何か要望はあるか。

(北村委員)

スケジュールについて、十分な周知期間が必要ということで、令和9年4月からの制度開始は納得した。このような制度を作るには非常に時間が掛かるので、市としてはすぐに取り掛かり、早く進めていただきたい。

また、市民へしっかりと啓発し、太陽光パネルを当たり前のように付けていただくように制度開始の令和9年まで時間があるので、太陽光発電設備や蓄電池の設置の推進に関してキャンペーンなどを行うなど、市を挙げて取り組んでいく必要があると思う。市が率先して呼びかけていただきたいと考えている。

(田中会長)

今後の進め方について、要望をいただいた。市でもこれを機に太陽光パネルを標準化していくという機運を盛り上げていただきたい。

(事務局)

スケジュールについては早急に進めていきたい。また、太陽光パネルの啓発については非常に重要であると考えている。SNSを開設し、取り組んでいるが、PR

については、来月開催される潤水都市さがみはらフェスタにブースを出展する予定なので、そこで太陽光パネルをPRしていきたい。条例改正した後もしっかりと周知してまいりたい。

3 閉会

(事務局)

答申案については、文案がまとまり次第と考えているが、具体的な答申の日程、答申の手交方法等については会長と調整をさせていただきたい。

また、本日の会議録については、事務局で作成し、各委員の確認の上、最終的に会長の確認を経て、ホームページ及び行政資料コーナーに公開する。

以 上

相模原市地球温暖化対策推進会議委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	田中 充	法政大学 名誉教授	会 長	出席
2	奥 真美	東京都立大学 都市環境学部 教授	副会長	出席
3	利光 芳明	神奈川中央交通(株) 総務部 広報担当係長		出席
4	前山 善憲	一般社団法人相模原市商店連合会 会長		出席
5	布施 昭愛	相模原商工会議所 理事 事務局長		出席
6	服部 健太郎	東京電力パワーグリッド(株) 相模原支社 次長		出席
7	香川 健	東京ガス(株) 神奈川西支店 支店長		出席
8	森久保 高弘	相模原市自治会連合会 理事		出席
9	木村 郁子	さがみはら消費者の会		出席
10	井上 章	さがみはら津久井森林組合 代表理事副組合長		出席
11	北村 陽子	特定非営利活動法人さがみはら地球温暖化 対策協議会		出席
12	鈴木 千景	公募委員		出席
13	須永 修通	公募委員		出席